

○国立大学法人帯広畜産大学大学院畜産学研究科長期履修取扱規程

(平成 18 年 2 月 15 日規程第 7 号)

改正 平成 19 年 2 月 19 日規程第 19 号 平成 27 年 8 月 3 日規程第 38 号

平成 30 年 2 月 14 日規程第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人帯広畜産大学大学院学則(平成 16 年学則第 2 号。以下「大学院学則」という。)第 7 条第 4 項の規定に基づき大学院畜産学研究科(以下「研究科」という。)における長期履修の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期履修の対象者)

第 2 条 研究科において、長期履修を認めることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、最終年次後期からの長期履修は認めない。

- (1) 官公庁、企業等に在職している者
- (2) 自ら事業を行っている者
- (3) 研究科の授業に係る海外研修・実習により、6 月を超える期間、日本を離れる者
- (4) その他学長が認めた者

(長期履修期間)

第 3 条 大学院学則第 7 条第 2 項に定める期間(以下「長期履修期間」という。)は学期の区分に従い、6 月を単位とする。

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書(別記様式 1)を次の各号に定める期日に学長に提出し、長期履修を申し出なければならない。

- (1) 研究科に入学を予定している者 原則として、入学手続き時
- (2) 研究科に在学する者 希望する長期履修期間の開始日の 30 日前まで

(長期履修期間の短縮)

第 5 条 既に長期履修を許可されている者の長期履修期間の短縮は、当該期間中に 1 回に限り認めることができる。この場合において、長期履修期間の短縮を認めることのできる期間は、大学院学則に定める標準修業年限に 6 月を加えた期間までとする。

2 長期履修期間の短縮を希望する者は、長期履修期間短縮申請書(別記様式 2)を変更後の長期履修期間の終了日の 30 日前までに学長に提出し、長期履修期間の変更を申し出なければならない。

(許可)

第 6 条 学長は、前 2 条の申し出を受理したときは、大学教育センター大学院教育部会議の議を経て可否を決定する。

(通知)

第 7 条 学長は、長期履修の可否を決定したときは、その可否を当該学生に通知する。

(進級の時期)

第8条 長期履修を許可された学生（以下「長期履修学生」という。）に係る学修の進捗状況の審査及び進級試験については、当該長期履修学生の主指導教員の判断により、進級試験等を実施することが適当と認められる履修年度の後期に実施するものとする。

(休学・復学)

第9条 長期履修学生が休学した場合は、長期履修を中断するものとし、休学期間は長期履修期間に算入しない。

2 前項において、当該長期履修学生が復学した場合は、長期履修も再開するものとする。

(授業料)

第10条 長期履修に係る授業料の額については、別に定める。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

附 則(平成19年2月19日規程第19号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月3日規程第38号)

この規程は、平成27年8月3日から施行する。

附 則(平成30年2月14日規程第13号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式1(第4条関係)

長期履修申請書

[別紙参照]

別記様式2(第5条関係)

長期履修期間短縮申請書
[別紙参照]